

新まちづくり計画（H16～18）事業総括調書

施策体系コード	5-1-2		事業名	北翔・豊成養護学校看護師配置モデル事業
担当	教育委員会学校教育推進課 木谷 211-3851			
全体計画（当初）				
事業内容	北翔・豊成養護学校における児童生徒の医療的ケア体制を整備するため、モデル事業として非常勤の看護師各1名（計2名）を配置し、重度重複障害の養護学校における医療的ケア体制のあり方、必要な看護師数などについて実証を行う。 （具体的な事業内容） 教育、福祉、医療との連携の在り方や教員等と看護師との連携の在り方の検討 医療的ケア実施体制整備のための運営委員会の設置 ・医療的ケア実施計画の策定 ・医療的ケアに関する研修の企画・立案及び実施等		＜年度別の事業内容＞	
事業内容（量・場所・規模等）	平成16年度事業内容（決算）		平成17年度事業内容（決算）	
	文部科学省では、平成15年度から北海道教育委員会に「養護学校における医療的ケアに関するモデル事業」を委嘱しており、本市においては16年度から豊成・北翔養護学校がこのモデル事業の研究実践校として参加する形を取っている。 具体的には、「札幌市立養護学校における看護師配置による医療的ケア実施要領」を策定し、北翔・豊成養護学校に看護師1名ずつを4月に配置し、実証的研究に着手した。 要領においては、医療的ケア実施に係る手順として、医療的ケア実施に係る基礎的事項に関する基礎研究、理論・実地の研修（一般研修）、子ども主治医から個別研修を受けた上で、主治医の承認を受けることとした。 また、両校には、校内における医療的ケアの実施体制を整備するため、校長、看護師、養護教諭、及び関係職員からなる運営委員会を設置して、医療的ケアの実施計画の策定等について検討・協議することとした。 【医療的ケアを実施した対象児童生徒数】 豊成養護学校 小学部 13名 北翔養護学校 中学部 8名、高等部 3名 【研究の重点】 医療的ケアを実施するうえでの体制整備を中心とした。 医療的ケアの内容、実施に至る手順の理解、校内運営委員会の運営、看護師と教職員との連携の在り方等		厚生労働省では、これまでの国におけるモデル事業の成果を受け、一定の条件下では、医師又は看護職員の資格を有しない教員がたんの吸引等を行うことを許容する旨の通知が出され、これを受け文部科学省は各都道府県教育委員会等に取扱いの周知を図り、文部科学省のモデル事業は16年度で終了した。 本市では、モデル事業の開始が16年度であることもあり、医療的ケアの実施体制整備を中心とした取組みを実施してきたところであり、適正な看護師配置のデータ収集、看護師と教職員との連携方法等の調査研究が更に必要となっていることから、本市独自のモデル事業を実施することとした。 【調査研究事項】 医師、看護師、教員、保護者の連携による医療的ケアの在り方 医療、福祉等関係機関との連携など学校における医療的ケア推進体制の在り方 児童生徒の医学的健康管理と学習、訓練等の在り方	
事業内容（量・場所・規模等）	平成18年度事業内容（決算）		評価（成果）	
	本市では、モデル事業の開始が16年度であることもあり、医療的ケアの実施体制整備を中心とした取組みを実施してきたところであり、看護師と教職員との連携方法等の調査研究が引き続き必要となっていることから、モデル事業を18年度も継続実施することとした。また、過去2年間の本モデル事業の検証をふまえ、看護師を2名（各1名）から4名（各2名）に増員し、看護師の複数配置のもとでの調査研究を行うこととした。 【調査研究事項】 医師、看護師、教員、保護者の連携による医療的ケアの在り方 医療、福祉等関係機関との連携など学校における医療的ケア推進体制の在り方 児童生徒の医学的健康管理と学習、訓練等の在り方		平成16年度に初めて両校に各校1名計2名の看護師をモデル事業として配置し、医療的ケア体制のあり方や適正な看護師配置のあり方等について実証的研究に着手した。17年度には試行的に1校に看護師2名を配置するなどした結果、医療的ケア体制の充実やより安定した教育活動が展開できるなどの効果があったことから、平成18年度には1年間を通じて各校2名配置のもとで調査研究をすすめた。その結果、通年でも看護師複数配置の効果が確認できたところである。	
19年度以降の方向性・事業の予定				
平成19年度については、看護師複数配置のもとで、看護師と教員及び理学療法士などの連携による医療的ケアのあり方を中心とした調査研究をモデル事業として継続実施し、その成果をふまえて今後の展開を検討する。				

